



市の花 花桃



市の花 くちなし



市の木 いちょう

八潮市緑の基本計画

【計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度】



マリーゴールド



マーガレット



コスモス

推奨草花5種類



パンジー



チューリップ

平成 28 年 4 月



八潮市

はじめに

本市には中川や綾瀬川、農地や屋敷林など水と緑ゆたかな自然が先人より受け継がれ、私たちの貴重な財産として残されています。

私たちの身近にある自然は、地球温暖化やヒートアイランド現象を緩和し、多様な生物を育むとともに、市民生活にうるおいとやすらぎを与えるなど重要な役割を持っています。

こうした貴重な自然を将来にわたり守り、育て、次世代に受け継いでいくことが私たちの責務であります。

これまでは平成 27 年度までを計画期間とする、「中川の恵みを伝える」を緑の将来像とした「八潮市緑の基本計画」に基づき、計画的に緑化に関する取組を推進してきました。

しかし、一方で本市を取り巻く環境は、つくばエクスプレス開通等による都市化の進展に伴う緑の減少や大規模災害に備えた防災意識の高まりに加え、社会情勢も大きく変化しています。

このような状況に対応していくため、市民が身近にふれ親しむ緑のまちづくりの指針として、平成 28～平成 37 年度を計画期間とした「八潮市緑の基本計画」を改訂いたしました。

本計画では、緑の将来像を「共生・協働による水と緑ゆたかなまち 八潮」として、「良好な景観形成」、「市民との協働」及び防災面も踏まえ、緑の保全・創出を重要な視点と捉え、各施策による取組みを進めるための考え方を示しています。

今後は、この計画に基づき、市民の皆様との協働により、受け継がれてきた水辺や緑の保全とともに、緑と花いっぱい運動の展開により、新たな緑の創出による水と緑ゆたかなまちづくりを進め、八潮市に住むこと、住み続けることを誇りに思える「住みやすさナンバー1のまち」の実現を目指してまいりますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の改訂にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「市民ワークショップ」に参加いただきました皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成28年4月



八潮市長 大山 忍

目 次

序章 緑の基本計画の概要	1
1. 緑の基本計画改訂の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
第1章 緑の現状と課題	5
1. 緑の現状	5
2. 緑に関する課題の整理	28
第2章 緑のまちづくりへの取組方針	32
1. 基本理念	32
2. 緑の将来像	32
3. 緑の基本方針	35
4. 計画のフレーム	36
5. 計画の目標	37
第3章 緑のまちづくりに関する施策	38
1. 施策と体系	38
2. 施策の展開	40
第4章 緑化推進重点地区の設定	60
第5章 緑のまちづくりの実現に向けて	63
1. 市民等との協働に向けた取組	63
2. 財源の確保	68
3. 計画の管理・評価と見直し	68
資料編	69
1. 緑地の分類・定義	69
2. 緑に関する制度	70
3. 都市公園の種別	73
4. 八潮市公園一覧	74
5. 八潮市緑の基本計画策定経過	77
6. 用語の解説	79

序章 緑の基本計画の概要

1. 緑の基本計画改訂の背景
2. 計画の位置づけ



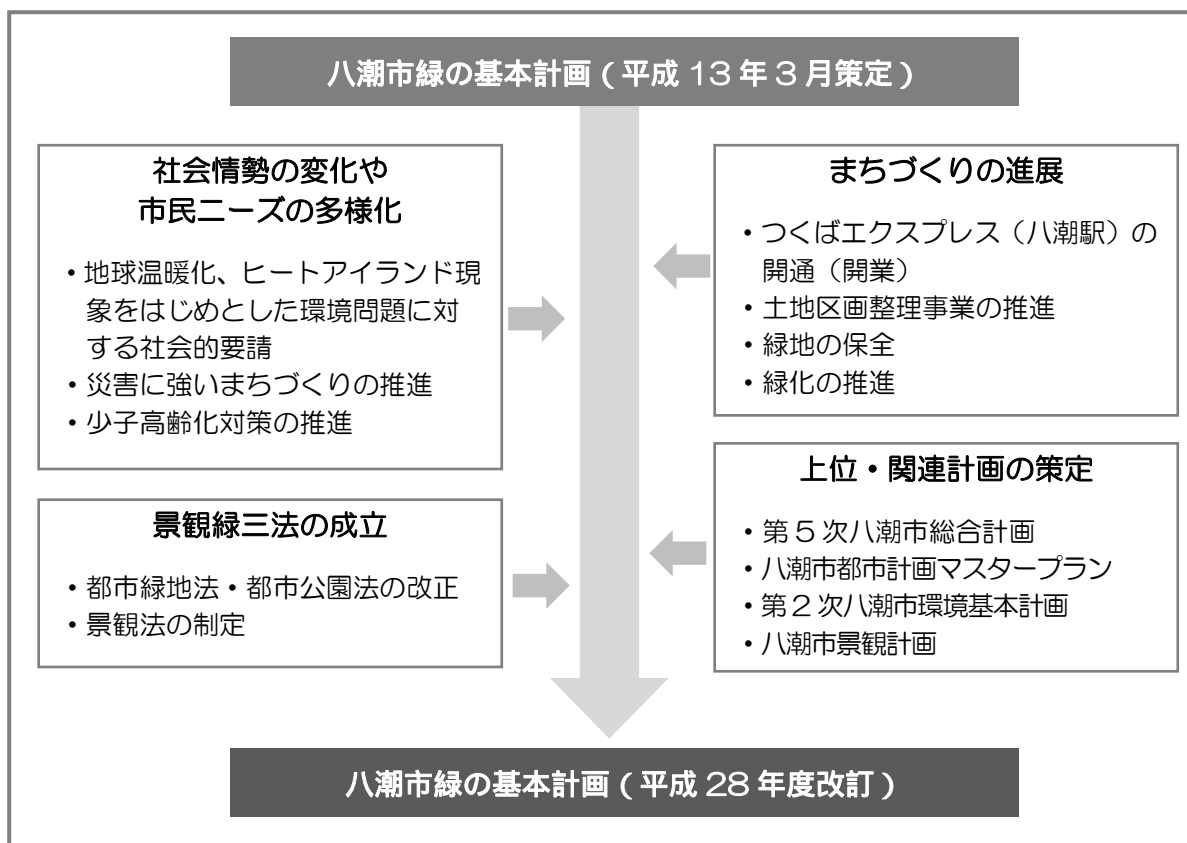
市の木 いちょう

1. 緑の基本計画改訂の背景

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されており、緑地の保全及び緑化の推進に関する目標や施策を示す総合的な計画です。本市では、平成13年3月に平成27年度までを計画期間とする「八潮市緑の基本計画」を策定し、「中川の恵みを伝える」を将来像とした緑のまちづくりを推進してきました。策定後14年が経過し、この間、地球温暖化、大規模災害等の発生、少子・高齢化の進行、景観緑三法の成立など、緑をとりまく環境や社会情勢が大きく変化しています。また、つくばエクスプレスの開通をはじめ、土地区画整理事業の推進による人口増加、第5次八潮市総合計画、八潮市都市計画マスタープランの策定など、本市のまちづくりの新たな方針も示されています。

このような状況を踏まえ、本市の緑の現状・課題を整理した上で、長期的視点に立った持続可能な緑の基本計画として改訂を行ったものです。

緑の基本計画の改訂の背景

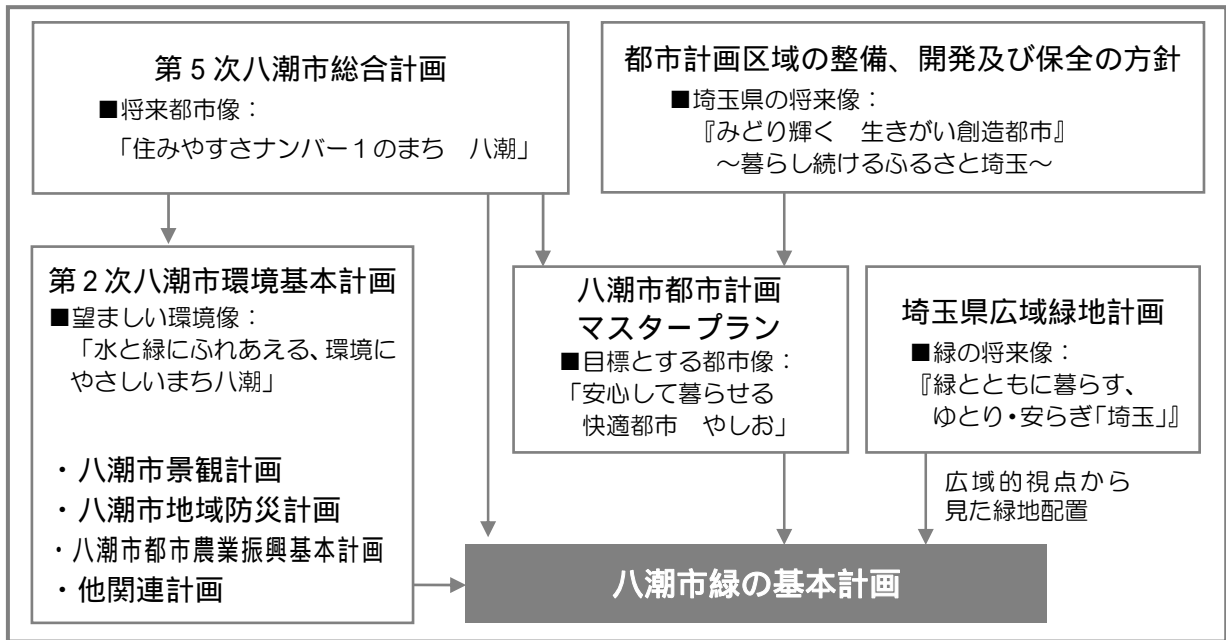


2. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「第5次八潮市総合計画」、「八潮市都市計画マスタープラン」の上位計画や、「第2次八潮市環境基本計画」、「八潮市景観計画」などの分野別の計画と整合を図り、とりまとめたものです。

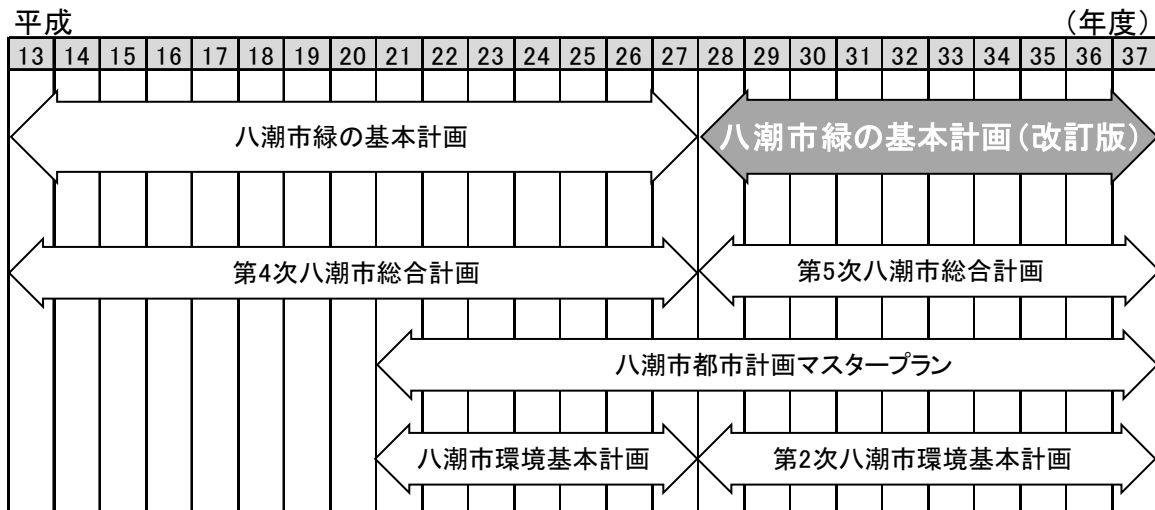
位置づけ



(2) 計画の目標年次

本計画の目標年次は、「第5次八潮市総合計画」と「八潮市都市計画マスタープラン」との整合を図り、平成37年度とします。ただし緑に関する取組は、長期的な視点に立って計画し、実現していく必要があります。

計画期間



(3) 緑の基本計画とは

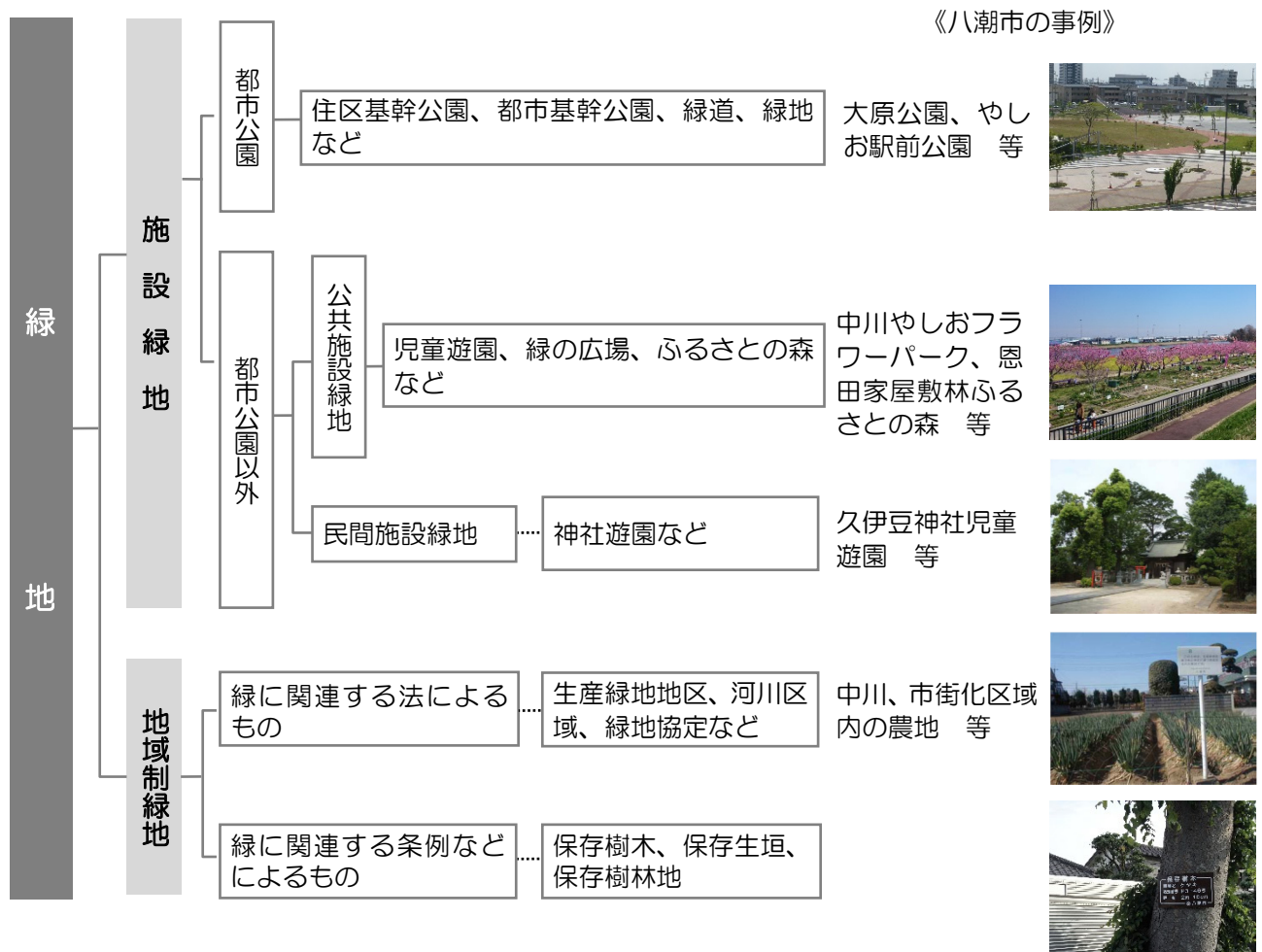
緑の基本計画は、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して地域の特性を踏まえ、将来像、目標、施策などを総合的に定める計画です。

※緑の基本計画で取り扱う「緑」

- ・公園・広場、樹林地、草地、河川・湖沼、農地、公共施設の緑、工業地の緑、商業地の緑、住宅の庭や生垣などの私有地における緑など、まちの緑全般のことを「緑」としています。

また、「緑地」は公共施設等として管理される「施設緑地」と、法や条例、協定等により位置づけられる「地域制緑地」に分類されます。

緑地の体系



(4) 緑地の多様な機能(役割)について

緑地には、次の表に記すような多様な機能(役割)があります。

機能	内容	イメージイラスト	八潮市の事例
①環境保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素(CO₂)を吸収し、温暖化を防止する。 ・ヒートアイランド現象を緩和する。 ・大気の浄化や騒音、振動などを緩和する。 ・人と自然が共生する都市環境を形成する。 		
②レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・日常でのレクリエーションの場を創り出す。 ・自然とのふれあいの場を創り出す。 ・歴史的な文化とのふれあいの場を創り出す。 ・地域の交流や、健康増進を図る場を創り出す。 		
③防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難場所や救援活動拠点となる。 ・火災時の延焼防止や避難路となる。 		
④景観形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・四季の変化を実感することができ、都市にうるおいとやすらぎを与える。 ・河川や用水、街路樹、社寺林や屋敷林などは、地域の特徴的な景観を形成する。 		
⑤生物多様性機能	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な生物の生育・生息地として、生態系を構成し、生物多様性の機能維持に重要な役割を果たしている。 		